

第1章 職務再設計のための支援技法の開発

1 開発の背景と目的

障害者職業総合センター職業センター（以下「職業センター」という。）においては、休職中の高次脳機能障害者を対象とした職場復帰支援プログラム（以下「プログラム」という。）と就職を目指す高次脳機能障害者を対象とした「就職支援プログラム」を実施しています。

職業センターは、両プログラムの実施を通じて、高次脳機能障害者の「障害の自己認識の促進」「キャリアプランの再構築」に関する支援技法と、事業主支援に関する技法の開発などを行い、地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）等で実施する高次脳機能障害者に対する就労支援に資するため、開発成果の伝達・普及を行っています。

プログラムでは、これまで多くの高次脳機能障害者の職場復帰（以下「復職」という。）を支援してきました。高次脳機能障害者の復職は、受障による身体、認知機能の変化などにより休職前後の職務に変更が生じやすい点が特徴です。平成24年度から平成28年度の間職業センターのプログラムを利用し、復職を果たした34名（図1）の内、26名（76.5%）が職務内容の変更（配置転換、または元々所属していた部署での受障前の経験が活かせる職務内容への変更）を伴っています。また、平成20年に東京都が実施した「高次脳機能障害者実態調査」¹⁾（図2）によると、発症時に就労しており、なおかつ調査時に継続して就労していた20名の内、11名（55%）は同じ就労場所に復職し職務内容の変更を伴っていました。

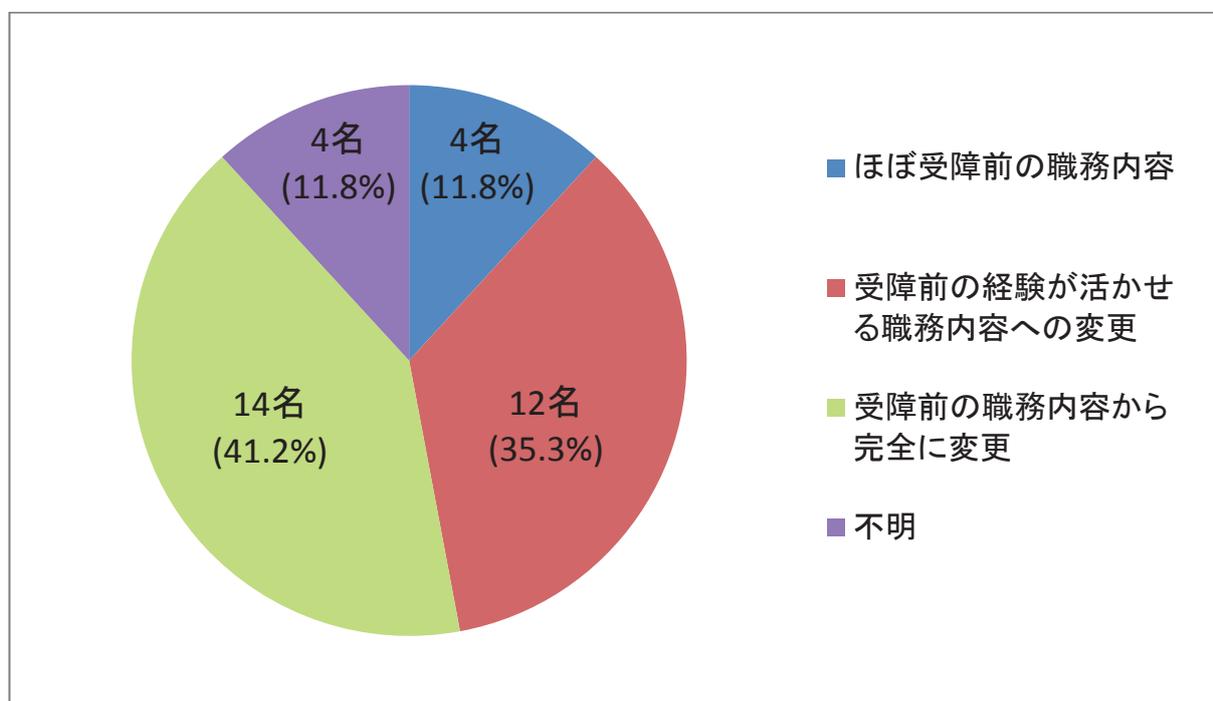


図1 「復職した高次脳機能障害者の職務」

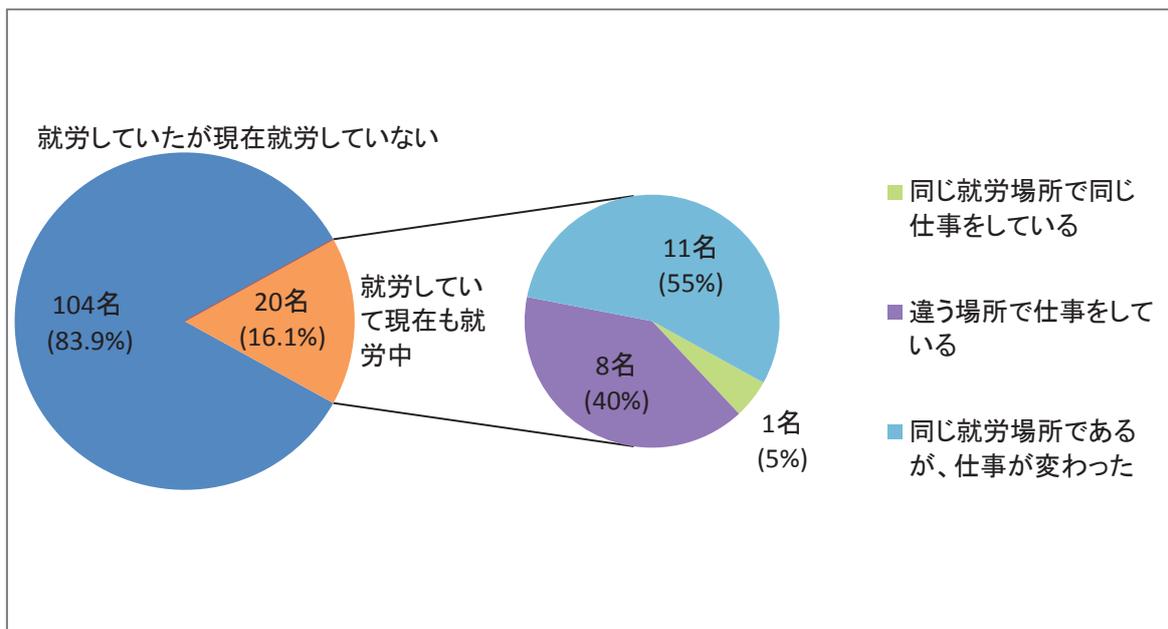


図2 「東京都の実態調査」

このように高次脳機能障害者の復職において、多くの場合職務内容の見直しが必要となる状況を踏まえると、職務内容や職場環境を対象者の実態に即して見直す支援が必要であると考えました。

2 「高次脳機能障害」と「職務再設計」の定義

【高次脳機能障害】

「高次脳機能障害」は、病気や怪我で脳に損傷を受けたことにより生じる認知機能の障害に関する言葉ですが、用いられる文脈により主として「注意障害」「記憶障害」「遂行機能障害」「社会的行動障害」を指す場合（注）と、「失語症」「失行症」「失認症」などを含め広く捉える場合があります。職業センターで実施する両プログラムでは、「高次脳機能障害」を後者の意味として捉えており、本報告書においても同様の意味で使用します。

【職務再設計】

本報告書における「職務再設計」とは、「身体障害、高次脳機能障害などの影響により受障前の職務を遂行することが困難となり、現在の能力のアセスメントを行い、その結果に基づく職務内容に見直すこと」という意味で使用します。

注：「高次脳機能障害支援モデル事業」における診断基準に準拠する場合。

高次脳機能障害者支援モデル事業とは、国が平成13年度から平成17年度にかけて、高次脳機能障害者の支援に積極的に取り組んでいる医療機関を拠点病院に指定し、高次脳機能障害者に対する包括的な支援を目指した事業。

3 開発の方法

平成 24 年度から平成 28 年度にプログラムを受講し、復職した方を対象として復職時の職務再設計の実態を整理しました。また、平成 28 年度にプログラムを利用した事業所の協力を得て、「復職する対象者を理解するために参考にしたこと」や「職務再設計を検討する上で重視したこと」について調査を実施し、事業所における職務再設計の実態を整理しました。その詳細については、第 2 章において解説します。

平成 29 年度は事業所に対する調査結果を基に、職務再設計を円滑に進めるための支援ツールとして「リファレンスシート」「高次脳機能障害者の職務再設計に関する参考資料集」を作成しました。作成した支援ツールは、プログラムの受講者及び事業所に対し試行を行い、今後の支援における課題を整理しました。詳細については、第 3 章以降で解説します。

<参考文献>

1) 東京都高次脳機能障害者実態調査検討委員会：「高次脳機能障害者実態調査報告書」、2008、p57.